

⇨ 消費税における賃金と外注費の取扱い

Q : 当社は建築業者ですが、仕事は、いわゆる1人親方に依頼しています。この人への支払は、外注費として処理してもいいのでしょうか? その場合の消費税はどのように取り扱われますか?

A : 請負契約に基づくものであれば外注費となり、消費税は課税仕入れとなります。

【解説】

建設業においては、1人親方に支払う費用が外注費なのか、給与なのかがよく問題になります。

外注費に該当するのか給与に該当するのかは、基本的に、その契約が請負契約なのか雇用契約なのかによって判断されますが、実務上は、どちらか判断するのに困難な場合もままありますので、個々の実態に即して総合的に判断することとされています。

考え方は、次のとおりです。

- ① 賃金…雇用契約に基づいて雇用者から支払われる報酬であり、使用者の指揮命令に服し、何らかの場所や時間の拘束を受けるもの
 - ② 外注費…請負契約に基づいて請負主から支払われる報酬であり、自己の計算と危険において独立して営まれるもの
- なお、消費税の取扱いは、次のように取り扱われることとなっています。
- ① 賃金…課税仕入れに該当せず、仕入税額控除を行うことができない
 - ② 外注費…課税仕入れとなり、仕入税額控除を行うことができる

